

令和 7 年度

介護支援専門員(ケアマネジャー)支援事業

～ 法定研修受講費用を助成します！～

市内で働くケアマネジャーの経済的な負担を軽減するとともに、市内事業所による安定したサービス提供の確保を図る目的で資格取得及び更新にかかる経費を市が一部補助します。

補助対象者	市内の介護サービス事業所等（＊）に勤務する介護支援専門員を雇用する者のうち、補助の対象となる研修受講料を全額負担する事業者		
補 助 額	補助の対象となる研修の受講費用（テキスト代含む）の 1/2 の額 ただし、1 研修あたり 25,000 円を限度とし、1 事業者あたり 5 人分まで		
補助の条件	当補助金を利用した介護支援専門員は、研修修了後 1 年以上、介護支援専門員として市内事業所に勤務し、ケアプランの作成に従事すること		
補助の対象となる研修	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員専門研修	介護支援専門員再研修
	介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員更新研修

（＊）市内の介護サービス事業所等

居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

申請方法	必要書類を下記まで持参、郵送またはメールにより提出してください。 1) 受講予定の研修について、①<u>申請書</u> ②<u>実施計画書兼誓約書</u>を提出してください。 * 最初の受講費を支払う前に申請してください。 * 令和 7 年度受講予定の研修はまとめて申請してください。（実務研修を除く。） * 実務研修は受講決定次第、速やかに提出してください。 2) 申請した全研修が修了後、次の書類を速やかに提出してください。 ①<u>実績報告書</u> ②<u>実施報告書</u> ③研修修了証明書の写し ④事業者あての受講費用の領収書の写し （受講者本人あての領収書の場合は、事業者が研修受講料を全額負担したことが証明できる書類（例：給与明細書等）も併せて提出） ⑤介護支援専門員証の写し（実務研修受講者のみ） ⑥<u>請求書</u>
------	---

* 申請書等の当事業に関する様式は長野市公式ホームページからダウンロードできます。

* 申請の受付期限は令和 7 年 12 月末を予定していますが、予算に限りがあるため、期限前でも上限に達し次第、受付を終了する場合があります。



問合せ・提出先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL 026-224-7935 FAX 026-224-8574

Email houkatsucare@city.nagano.lg.jp

介護支援専門員支援事業 法定研修受講費用の補助について Q&A

【担当：長野市地域包括ケア推進課】

	質問項目	回答
1	申請できるのはどのような人ですか。	申請できるのは、次の（１）及び（２）のいずれにも該当する事業者です。 （１）長野市内にある次の指定介護サービス事業所等（以下、「対象事業所」と言います。）を設置する事業者（法人）であること 【対象事業所】 居宅介護支援事業所/小規模多機能型居宅介護事業所/認知症対応型共同生活介護事業所/特定施設入居者生活介護事業所/地域密着型特定施設入居者生活介護事業所/地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所/看護小規模多機能型居宅介護事業所/介護老人福祉施設/介護老人保健施設/介護医療院 （２）従業員が受講する、介護支援専門員法定研修の受講料の全額を負担する事業者であること
2	法定研修の受講料を受講者本人が負担しています。受講者本人から申請できますか。	申請者は問１の回答欄のとおり事業者となりますので、個人での申請はできません。
3	受講料を受講者本人が負担しましたが、補助の対象となりますか。	本事業は個人に対する補助ではなく、受講料を負担する事業者に対する補助制度ですので、補助の対象になりません。 なお、受講者本人が受講料を支払った後、事業者が手当等で全額補てんする場合は、補助の対象になります。ただし、この場合にも受講料を支払う前に申請が必要です。
4	補助の要件はありますか。	この補助金を利用し、法定研修を受講した介護支援専門員は、研修修了後１年以上は介護支援専門員として市内の対象事業所に勤務し、ケアプラン作成業務に従事することが要件になります。（以下、「補助要件」と言います。）

介護支援専門員支援事業 法定研修受講費用の補助について Q&A

【担当：長野市地域包括ケア推進課】

	質問項目	回答
5	次の人の受講料は、補助の対象となりますか。 （１）介護支援専門員と他の業務を兼務している従業員 （２）事業所の管理者 （３）法人の代表者	補助要件を満たす方であれば、（１）から（３）の全ての方が補助の対象となります。（問４参照）
6	現在、ケアマネジメント業務に従事していませんが、資格更新のため法定研修を受講します。補助の対象になりますか。	法定研修受講前にケアマネジメント業務に従事していない方でも、研修終了後に補助要件を満たす方であれば、補助の対象となります。（問４参照）
7	事業者が前年度に負担をした受講料は、補助の対象になりますか。	補助の対象となるのは、補助金交付の申請をした年度に受講し、修了した法定研修の受講料のうち、事業者が全額負担をした受講料のみです。 よって、前年度の受講分については補助の対象となりません。
8	同一人が２つの法定研修を受講します。どちらの受講料も補助対象になりますか。	補助要件を満たす方であれば、２つの研修受講料とも補助の対象となります。（問４参照） 補助額は、１つの研修につき受講料の半額以内の額（上限25,000円）です。
9	交付申請をしましたが、研修を修了しなかった従業員がいます。このような場合、補助を受けられますか。	補助の対象となる受講料は、法定研修を修了した方の受講料となります。よって、補助の対象にはなりません。 申請はしたけれど、法定研修を修了できなかった方がいる場合には、変更の届け出が必要になりますので、地域包括ケア推進課へご相談ください。

介護支援専門員支援事業 法定研修受講費用の補助について Q&A

【担当：長野市地域包括ケア推進課】

	質問項目	回答
10	交付申請と実績報告を同時に行えますか。	交付申請は、受講料を支払う前に行っていただきます。受講を予定している法定研修のうち、最初の受講料を支払う前に必ず申請を行ってください。 また、実績報告関係書類は、申請をした法定研修のうち、最後の研修が修了しましたらお早めにご提出ください。（実績報告関係書類の最終締め切りは3月31日です。）
11	介護支援専門員実務研修は、受講試験に合格しないと受講できず受講者が未確定なため、他の法定研修受講料と一緒に申請できません。分けて申請しても良いですか。	介護支援専門員実務研修を除いた法定研修と、介護支援専門員実務研修と分けて申請することができます。実務研修にかかる受講料については、受講者が決定し、受講料を支払う前に新たに交付申請をしてください。
12	従業員が受講する法定研修受講料を、事業者が全額負担したことを証明する書類とはどのようなものを指しますか。具体例を教えてください。	次の（１）または（２）いずれかの書類をご準備ください。 （１）事業者が研修実施団体へ直接支払う場合 ・事業者宛ての領収書の写し （２）受講者本人が研修実施団体へ支払う場合（従業員が立替えた場合） ・受講者本人宛ての領収書の写しと、事業者が受講料全額を負担したことが証明できる書類（例：給与明細書、支払証明書等） ※支払証明書の様式は、長野市ホームページにも掲載していますのでご利用ください。

介護支援専門員支援事業 法定研修受講費用の補助について Q&A

【担当：長野市地域包括ケア推進課】

	質問項目	回答
13	事業者が受講料の全額ではなく、一部のみ負担する場合は、補助の対象になりますか。	この事業は、介護支援専門員の経済的な負担を軽減することで人材の確保及び定着を目的としています。そのため、事業者が法定研修受講料を全額負担した場合のみ補助対象としています。よって、事業者が受講料を全額負担していない場合は、補助の対象になりません。
14	補助金はいつ支払われますか。	申請をした全ての研修が修了したら、実績報告に関する書類を市へ提出いただきます。報告内容を審査し、その1～2カ月後に事業者の口座へ振込みます。
15	介護支援専門員資格の登録地が長野県以外ですが、市内の対象事業所で勤務している従業員の受講料は、補助の対象になりますか。	登録地が長野県以外の介護支援専門員の方でも、補助要件を満たす方であれば、補助の対象となります。（問4参照） なお、その従業員の居住地も問いません。
16	介護支援専門員資格の登録地は長野県ですが、市外の事業所に勤務している従業員の受講料は、補助の対象になりますか。	市外の事業所に勤務をする方の分は補助の対象になりません。 ただし、研修修了後に市内の対象事業所に勤務し、補助要件を満たすようであれば補助の対象になります。（問4参照）
17	長野県以外の都道府県が実施している法定研修を受講した場合は、補助の対象になりますか。	長野県以外の都道府県が実施している法定研修であっても、補助要件を満たしていれば補助の対象となります。（問4参照）

様式第 1 号（第 7 関係）

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

法人の所在地 〒

法人の名称

代表者職氏名

年度において、介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

1 補助事業の内容

研修の区分			受講人数
介護支援専門員実務研修			人
介護支援専門員再研修			人
介護支援専門員更新研修	実務経験者【初回更新者】	専門課程Ⅰ及びⅡ	人
		専門課程Ⅱ	人
	実務経験者【２回目以降更新者】		人
	実務未経験者		人
介護支援専門員専門研修	専門研修課程Ⅰ		人
	専門研修課程Ⅱ		人
主任介護支援専門員研修			人
主任介護支援専門員更新研修			人

2 交付申請額 金 円

3 補助事業の完了予定年月日

4 添付書類

- (1) 実施計画書兼誓約書
- (2) その他市長が必要と認める書類

記入例

様式第1号（第7関係）

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金交付申請書

令和△年4月10日

（宛先）長野市長

法人の所在地 〒380-8512
長野市大字△△町△△番地
法人の名称 福祉法人 長野△△会

代表者職氏名 理事長 長野 たろう

令和△年度において、介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

1 補助事業の内容

研修の区分			受講人数
介護支援専門員実務研修			人
介護支援専門員再研修			人
介護支援専門員 更新研修	実務経験者【初回更新者】	専門課程Ⅰ及びⅡ	1人
		専門課程Ⅱ	人
	実務経験者【2回目以降更新者】		人
	実務未経験者		人
介護支援専門員 専門研修	専門研修課程Ⅰ		1人
	専門研修課程Ⅱ		人
主任介護支援専門員研修			1人
主任介護支援専門員更新研修			人

2 交付申請額 金 65,630円

3 補助事業の完了予定年月日 令和△年10月30日

4 添付書類

- (1) 実施計画書兼誓約書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(第7 関係書類)

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業 実施計画書兼誓約書

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業について、次のとおり実施します。

法人名		
代表者	職名	氏名
事務取扱者	氏名	連絡先

1 介護支援専門員法定研修の受講計画

介護支援専門員 法定研修 受講者氏名	事業所種別	介護支援専門員 法定研修名称	法人が負担する 受講料 A	申請金額 $A \times 1/2$ (上限25,000円)
	事業所名			
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計				円

2 誓約内容 (※すべての□にチェックがなければ交付を受けることができません。)

当法人は、年度において、長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金の交付申請をするに当たり、次の事項について誓約及び同意します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- ☐ (1) 当該補助金を活用し法定研修を修了した職員は、長野市内の事業所で介護支援専門員として1年以上就労し、介護サービス計画作成に従事します。
- ☐ (2) 市税の滞納がなく、また、市税の納付状況について確認することに同意します。
- ☐ (3) 長野市暴力団排除条例（平成26年9月30日長野市条例第40号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人ではありません。
- ☐ (4) 他の公共機関等から補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとしていません。
- ☐ (5) 当該補助金受領後も市長が必要と判断した場合、立ち入り検査等に応じます。また、不正等が発覚した場合は速やかに補助金を返還します。

(第7関係書類)

記入例

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業 実施計画書兼誓約書

令和△年4月10日

(宛先) 長野市長

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業について、次のとおり実施します。

法人名	福祉法人 長野△△会		
代表者	職名 理事長	氏名 長野 たろう	
事務取扱者	氏名 鶴賀 はるお	連絡先 026-△△△-△△△△	〇〇〇@〇〇.〇〇

1 介護支援専門員法定研修の受講計画

介護支援専門員 法定研修 受講者氏名	事業所種別	介護支援専門員 法定研修名称	法人が負担する 受講料 A	申請金額 A×1/2 (上限25,000円)
	事業所名			
東 一郎	居宅介護支援事業所	更新研修 実務経験者 初回 専門課程Ⅰ及びⅡ	52,400 円	25,000 円
	△△ケアセンター			
西 二子	居宅介護支援事業所	専門研修 専門課程Ⅰ	34,060 円	17,030 円
	△△ケアセンター			
南 三子	小規模多機能型居宅介護事業所	主任介護支援専門員研修	47,200 円	23,600 円
	小規模多機能型△△			
			円	円
			円	円
合計				65,630 円

2 誓約内容 (※すべての□にチェックがなければ交付を受けることができません。)

当法人は、令和△年度において、長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金の交付申請をするに当たり、次の事項について誓約及び同意します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- ☒ (1) 当該補助金を活用し法定研修を修了した職員は、長野市内の事業所で介護支援専門員として1年以上就労し、介護サービス計画作成に従事します。
- ☒ (2) 市税の滞納がなく、また、市税の納付状況について確認することに同意します。
- ☒ (3) 長野市暴力団排除条例（平成26年9月30日長野市条例第40号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人ではありません。
- ☒ (4) 他の公共機関等から補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとしていません。
- ☒ (5) 当該補助金受領後も市長が必要と判断した場合、立ち入り検査等に応じます。また、不正等が発覚した場合は速やかに補助金を返還します。